

鳥取市議会建設水道委員会会議録

会 議 年 月 日	令和6年6月10日（月曜日）		
開 会	午前10時0分	閉 会	午後12時40分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出 席 委 員 (8名)	委 員 長 勝田 鮮二 副 委 員 長 加藤 茂樹 委 員 水口 誠 雲坂 衛 魚崎 勇 太田 縁 吉田 博幸		
欠 席 委 員	足立 考史		
委 員 外 議 員	なし		
事 務 局 職 員	庶 務 係 主 幹 石田 久美子 議 事 係 主 任 稲田 直		
出 席 説 明 員	【水道局】 水道事業管理者 武田 行雄 副 局 長 川戸 敏幸 次長兼総務課長 渡辺 寛存 次長兼給水維持課長 中村 賢司 総務課課長補佐 長石 和久 給水維持課課長補佐 桑村 紀幸 総務課総務係長 山本 信二 経 営 企 画 課 長 青木 達矢 経営企画課課長補佐 横原 慎吾 経営企画課広報係長 前田 恵一 資 産 管 理 課 長 大島 徳明 資産管理課課長補佐 太田 憲男 料 金 課 長 八木谷義人 料金課課長補佐 佐々木 基 工 務 課 長 谷口 洋一 工務課課長補佐 余悟 純生 浄 水 課 長 楮原 昌宏 浄水課課長補佐 谷口 吉朗 南地域水道事務所長 木本 裕治 西地域水道事務所長 末石 匡昭 南地域水道事務所所長補佐 川口 英司 西地域水道事務所所長補佐 尾崎 信二		
	【下水道部】 下 水 道 部 長 坂本 宏仁 次長兼下水道企画課長 牧野 隆史 下水道企画課課長補佐 藤田 浩一 下水道企画課財務係長 尾崎 仁恵 下水道企画課企画係長 田中 聡大 下水道企画課下水道管理室長 松尾 一繁 下水道企画課下水道管理室主査 田中 宏典 次長兼下水道経営課長 戸田 昭弘 下水道経営課課長補佐 太田 順二 下水道経営課普及係長 中澤 崇 次長兼下水道建設課長 山口 真二 下水道建設課課長補佐 岸本 直章 下水道建設課主査 黒井 広成 下水道建設課建設第二係長 萩 義紀		
	【都市整備部】		

	都市整備部長 山根 陽一 都市企画課課長補佐 雁長 徹 交通政策課課長補佐 森本 英幸 まちなか未来創造課課長補佐 河上 大輔 河川公園課課長補佐 古網 竜也 道路課課長補佐 田中 裕史 建築指導課参事 米原 和昭 建築指導課主査 伊賀 巧 建築住宅課長 森田 健 建築住宅課課長補佐 宮部 将 鳥取西地域工事事務所長 守山 信敏	次長兼都市企画課長 河田 耕一 交通政策課長 宮谷 卓志 まちなか未来創造課長 筒井 真二 河川公園課長 徳田 剛 次長兼道路課長 田村 温 次長兼建築指導課長 太田 忠孝 建築指導課課長補佐 山崎 修 建築指導課主査 竹森 潤一郎 建築住宅課課長補佐 田渕 聡 鳥取南地域工事事務所長 田中 和人
傍 聴 者	4 人	
会議に付した事件	別紙のとおり	

午前10時0分 開会

【水道局】

◆勝田鮮二委員長 それでは、全員そろわれましたので、ただいまから建設水道委員会を開催いたします。

報告事項が1件あります。欠席議員についてであります。足立考史議員から、病気療養のため、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、御報告をします。

まず、本日の日程でございますが、最初に、水道局から報告を受け、その後、下水道部の議案説明、報告、次に、都市整備部の議案説明、陳情審査、報告と進めてまいります。

それでは、水道事業管理者に挨拶いただいた後、人事異動で異動のあった方で、自己紹介がまだの方には、自己紹介をいただきたいと思います。それでは、武田管理者をお願いします。

○武田行雄水道事業管理者 はい。おはようございます。

（ ） おはようございます。

○武田行雄水道事業管理者 新年度、初めての建設水道委員会ということでございます。よろしくをお願いします。まず先般は、建設水道委員会、常任委員会の視察、大変お世話になり、ありがとうございました。

そうしますと、先ほど委員長から御紹介ありましたように、本日は報告案件3件ということで、その前に、4月の人事異動に伴いまして、新しく替わりました職員の自己紹介等々させていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

◆勝田鮮二委員長 じゃあ、引き続き。

○楮原昌宏浄水課長兼水質検査室長 おはようございます。

（ ） おはようございます。

○楮原昌宏浄水課長兼水質検査室長 浄水課長をしておりましたが、4月から兼務がつきまして、水質検査室の室長ということになりました、楮原といいます。よろしくお願いします。

○末石匡昭西地域水道事務所長 西地域水道事務所長の末石と申します。よろしくお願いいたします。

○尾崎信二西地域水道事務所所長補佐 失礼します。西地域水道事務所所長補佐の尾崎と申します。よろしくお願いします。

（「以上でございます」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 はい。ありがとうございます。

報告の説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆さんは、発言前に必ず所属・氏名を述べてから発言いただきますようお願いします。また、質疑、説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いします。

報告第9号令和5年度鳥取市水道事業会計予算の繰越しについて（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 それでは、報告第9号令和5年度鳥取市水道事業会計予算の繰越しについてを説明ください。渡辺次長。

○渡辺寛存次長兼総務課長 次長兼総務課長の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。報告第9号令和5年度鳥取市水道事業会計予算の繰越しについてでございます。令和5年度に発注しました123件の工事のうち、17件を令和6年度に繰り越して行うことといたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定によりまして報告をいたします。本定例会の付議案におきましては、61ページから63ページに記載しておりますが、本日は、お配りしております委員会資料によりまして、説明をいたします。資料1ページです。

表は、令和5年度鳥取市水道事業会計予算繰越計算書でございます。付議案にも同じ内容の表が記載されております。令和5年度の資本的支出となります建設改良費の翌年度への繰越額及び財源内訳等の繰越計算書を載せております。表の左上から項目順に、款、項、事業名の並びとなっております、3列目の事業名であります。

まず、配水施設整備事業は、配水池、送水管、配水管の新設や増設改良など、配水施設の整備事業となります。配水施設整備事業において繰り越しました件数は4件、繰越額につきましては、事業名から右に3列目、翌年度繰越額と記載しております、1億1,855万4,700円でございます。

続いて、2つ目の事業は、地域水道整備事業です。上水道へ統合しました旧簡易水道地域の施設整備を行う事業となります。地域水道整備計画に基づきまして、施設の統廃合や管路等の整備を行っております。地域水道整備事業において繰り越しました件数は5件、繰越額につきましては、事業名から右に3列目、翌年度繰越額としております、2億6,115万6,500円でございます。

3つ目の事業は、配水管等改良事業です。震災対策整備事業としての水道管布設工事などを行うものでありますとか、道路工事や下水道工事など、原因者工事に伴う水道管の移設工事などを行う事業となります。配水管等改良事業の繰越工事件数は7件です。繰越額につきましては7,876万3,300円でございます。

最後に4つ目の事業は、諸施設整備事業です。老朽化した施設の更新事業でございます。施設といたしましては、機械設備、測定機器、滅菌装置、電気通信設備などとなります。老朽化した施設の更新につきましては、計画的・効率的に実施しておりまして、水道水の安定的な供給を図ることとしております。繰越件数は1件、繰越額1,815万円でございます。

以上を合わせました翌年度繰越額の合計は、一番下の行です。翌年度繰越額、合計で4億7,662万4,500円となります。繰越件数は、合計で17件でございます。

この繰越額の財源内訳を表の中央に記載しております。一番下の行、合計欄を御覧ください。まず、企業債1億6,540万円、その右隣、国庫補助金2,050万5,000円、その2列右、原因者等が負担します配水工事負担金が429万2,200円、その右隣、自己財源であります損益勘定留保資金2億8,642万7,300円となっております。

また、財源内訳の右隣の列に記載しております不用額、不用額の合計4,904万4,050円、この算出につきましては、表の左から4列目、予算計上額の合計26億6,169万2,000円から、その右隣の支払い義務発生額の合計21億3,602万3,450円と、さらに、その右隣の翌年度繰越額4億7,662万4,500円を差し引いた額が不用額となっております。

2ページを御覧ください。2ページ目からは、令和5年度繰越工事、17件につきまして、それぞれの工事ごとに、契約年月日、繰越額、工期、そして繰越理由の順に記載しております。また、(2)繰越額の右には、先ほど1ページで説明をいたしました事業名を記載しております。

それでは、工事ごとに繰越理由について説明をさせていただきます。2ページの1から3までの工事と、3ページの4の工事の4件につきましては、配水池やポンプ場などの施設整備を行います配水施設整備事業となっております。

まずは2ページ、1の谷一本第1ポンプ場電気設備工事でございます。谷一本第1ポンプ場は、河原地域内の施設でございます。(4)の繰越理由、全国的に発生しておりました電気ケーブルの供給不足で納期が遅延し、年度内の完成が困難となり、工期を延長したためでございます。なお、その下の2の渡一本配水池電気設備工事、3の谷一本第1ポンプ場ほか遠方監視装置整備工事、そして3ページの4、谷一本第1ポンプ場機械設備工事の3件の工事、これらは全て、1の工事の関連工事になります。2から4までの工事の繰越理由にそれぞれ記載しておりますように、同一箇所で行う関連工事、これは、1の工事でございます。この工事の遅れから各設備への電気の供給を行うことができなかったため、2から4までの3件の工事とも、年度内の完成は困難となり、工期を延長したためでございます。1から4までの4件の工事は全て終了し、ポンプ場等の供用を5月27日から開始しております。

続いて、3ページでございます。3ページ、5、6、7の工事、そして4ページの8、9の工事の5件の工事につきましては、旧簡易水道地域の施設整備を行います地域水道整備事業となっております。この5件の工事、5件とも、用瀬町用瀬地域内における一連の工事でございます。

す。

まずは、3ページ、5の用瀬配水池築造工事です。（4）繰越理由につきましては、令和5年台風第7号災害復旧工事の影響により、工事工程に遅れが生じ、年度内の完成が困難となり、工期を延長したためでございます。

なお、その下の6の用瀬浄水場電気設備工事、7の用瀬配水池電気設備工事、そして、次のページ、8の用瀬浄水場ほか遠方監視装置整備工事、9の用瀬配水池場内配管布設工事（第1工区）の4件の工事、これらは全て5の関連工事になります。この工事の遅れから、6から9までの4件の工事とも、年度内の完成が困難となり、工期を延長したためでございます。5から9までの5件の工事は、現在も施工中となっております。

続いて、4ページ10、11の工事、5ページの12から15までの工事、そして、6ページの16の工事の7件の工事につきましては、震災対策整備事業としての水道管布設工事などを行うものでありますとか、原因者工事に伴う水道管の移設工事などを行う配水管等改良事業となっております。

まずは4ページ、4ページの10、行徳2丁目地内、配水小管布設工事です。繰越理由は、令和6年5月を給水開始予定とする申込みが令和6年2月にあり、給水装置工事の工程に合わせて工期を設定したためでございます。この工事は、水道管路が布設されていない箇所に給水申込みがあった場合に、水道局の管を布設する工事となります。この工事につきましては、給水申込みがあった方に費用を負担していただきます。

続いて、11河原町八日市地内、配水小管布設工事です。繰越理由につきましては、10の工事と同様に、給水装置工事の工程に合わせて工期を設定したためでございます。10、11の工事とも終了しております。

続いて、5ページをお開きください。5ページ、12、河原町布袋地内、配水管布設その3工事です。繰越理由は、施工内容について、地元との調整に不測の日数を要し、年度内の完成が困難となり工期を延長したためでございます。この工事は終了しております。

続いて、13河原町谷一木地内、伸縮可とう管取替工事です。伸縮可とう管とは、水道管の一種であり、曲げや伸縮性能に優れ、地盤沈下や地震などの振動に対応可能な水道管でございます。地震などの影響により、管路に作用する伸縮やねじれなどの力を吸収し、管路の安全性を確保します。繰越理由は、工事施工中に既設送水管の漏水を発見し、早急に修繕する必要が生じたことから、令和6年6月完成予定とする工期を設定したためでございます。この工事は終了しております。

続いて、14青谷町青谷地内、配水管移設工事です。繰越理由は、同一箇所で施工している鳥取県発注の日置川河川改修工事の工程に合わせて、工期を設定したためでございます。この工事は、現在も施工中となっております。

続いて、15、災害復旧に伴う、佐治町中佐治地域、配水管布設工事です。こちらは、昨年8月の令和5年台風第7号による影響で被災しました水道施設の本復旧工事でございます。繰越理由は、下水道建設課発注の災害復旧工事と同時施工することとなり、工程の調整をした結果、年度内の完成が困難となり、工期を延長したためでございます。この工事は終了しております。

続いて、6 ページ、災害復旧に伴う、河原町中井地内ほか、配水管布設工事です。こちらも、昨年の台風第7号による影響で被災しました水道施設の本復旧工事でございます。繰越工事は、関連工事、これは15の工事でございます。この工事の遅れから、年度内の完成が困難となり、工期を延長したためでございます。この工事は、現在も施工中となっております。

最後、17の工事です。老朽化した施設の更新を行います諸施設整備事業となっております。江山浄水場ナンバー1アクティブフィルタ取替え工事です。アクティブフィルタとは、江山浄水場内の電気設備が原因で発生します電気のひずみを低減するための装置でございます。浄水場内の設備や機器の安定した運転のために設置している装置でございます。繰越理由につきましては、全国的に発生しておりました電気ケーブルの供給不足で納期が遅延し、年度内の完成が困難となり、工期を延長したためでございます。この工事は終了しております。

6 ページ、破線を引いております下に、繰り越しました17件の工事につきまして、事業別の合計金額、そして、その横には、これまで説明してまいりました工事の番号を記載しております。

以上で、報告第9号令和5年度鳥取市水道事業会計予算の繰越しにつきまして説明を終わります。

◆勝田鮮二委員長 説明をいただきました。

委員の皆様から、質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

報告第11号放棄した債権の報告について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 次に、議案第11号放棄した債権の報告についてを説明ください。八木谷課長。

○八木谷義人料金課長 料金課長の八木谷です。それでは、報告第11号放棄した債権の報告についてということで、鳥取市債権管理に関する条例の規定によりまして、水道料金債権の放棄の報告について説明させていただきます。

1、水道料金についてです。まず（1）の概要についてですが、水道料金は、安全で良質な水の安定供給と水道事業の健全な経営を維持するため、水道の利用者から使用水量に応じて水道料金を徴収しています。しかしながら、生活困窮者で滞納金の完納が見込めない者をはじめ、破産により資力回復が困難な者、無届け転出等による所在不明な者などが存在する状況にあります。債権の種類は私債権、私人と私人との間に契約に基づく債権となります。時効期間は、水道料金債権につきましては5年です。これは、令和2年4月1日の民法の一部を改正する法律の施行によりまして、水道料金債権については、従前では時効期間2年であったものが、5年に延長になりました。ただし、改正民法の施行日、令和2年4月1日より前に、給水契約を締結している水道料金債権については、引き続き時効期間が2年が適用されますので、両者が混在することになります。根拠法令につきましては、鳥取市水道事業給水条例の23条となっております。納付義務者は、水道の利用者本人となります。

2の債権放棄の内容についてですが、滞納金につきましては、督促状、催告書の送付はもと

より、訪問徴収、給水停止処分などを実施して、早期回収に努めているところです。今回の報告につきましては、水道料金債権のうち、特に回収が困難と認められる16件について、鳥取市債権管理に関する条例第7条第1項の規定により、債権の放棄を行ったものであります。

3、債権放棄調書についてですが、次のページ、別紙1を御覧ください。この表は、債権放棄調書になります。このたび債権放棄を行いましたものは、鳥取市債権管理に関する条例第7条第1項第3号及び第4号に該当する事由のもので、表の下、米印をつけていますが、条例の条文を一部抜粋して記載しています。まず、上の段の条例第7条第1項第3号に該当する事由のもので、債務者が失踪、行方不明、その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないときの事由に当たります。第3号に該当する債権の件数は4件で、債権の額は2万686円、これは4件全て、債権者本人が死亡し、その後、法定相続人全員の相続放棄により、水道料金の徴収の見込みがなくなったものです。

次に、下の段の条例第7条第1項第4号に該当する事由のもので、破産法、会社更生法その他の法令により、債務者がその債権につき責任を免れたときの事由に当たります。第4号に該当する債権の件数は12件で、債権の額は41万538円となります。12件全て、債務者の破産免責が確定したことにより、水道料金債権の放棄を行ったものです。

表の一番下、合計を記載しています。合計で、件数は16件、債権の額は43万1,224円となります。

次のページを御覧ください。この表は、先ほどの債権放棄調書の個表となります。表の左端に番号をつけています。1番から16番までの16件について、放棄した債権の額、債権発生年度等を、それぞれ記載しております。番号の1番から4番が、条例第7条第1項第3号に該当する事由によるもので、番号5番から16番までが、条例第7条第1項第4号に該当する事由によるものになります。

表の右端、備考欄に記載していますが、債務者は16件全て個人の方で、債権放棄の決定日は令和6年3月29日です。以上で説明終わります。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から、質疑等がございましたら、順次発言をお願いします。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 3ページのこの第4号、12件、これは増加傾向にあるんでしょうか。増減の傾向を教えてください。

◆勝田鮮二委員長 八木谷課長。

○八木谷義人料金課長 令和4年度、今回令和5年度で、12件報告しているんですけど、令和4年度が9件で、令和3年度が6件、令和2年度は18件、令和元年度が17件という格好で、増えるというか、大体似たような感じで推移しています。以上です。

◆勝田鮮二委員長 はい。そのほかございますか。魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 はい。債権番号の6番がちょっと突出してるんですけど、ちょっと内容が分かれば教えてください。

◆勝田鮮二委員長 八木谷課長。

○八木谷義人料金課長 料金課長の八木谷です。内容といいまして、これは、実際真ん中辺に債

権発生年度とありますけど、令和2年5年までかけていますので、その関係で金額が増えていきます。もう水道料金ですので、どういうのっていうのはちょっと答えようがないんですけど、水を使われてのなんですけど、これ、結局期間が長いもので、ほかのところは3年度、4年度とかだし、2年から3年とか、1年とか2年のものなんですけど、これ3年間、実際なってますので、それで金額がちょっと増えていると思われます。以上です。

（「それにしても多いでな」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 はい。3年間で、3で割っても7万ぐらいになりますよね。個人ですけど、例えばアパート経営していたとかで、水量をようけ使ってるってことなんですか。その辺のことは。

◆勝田鮮二委員長 八木谷課長。

○八木谷義人料金課長 料金課長の八木谷です。確認したらどうも漏水もあったようです。以上です。

◆魚崎 勇委員 分かりました。

◆勝田鮮二委員長 よろしいですか。はい、加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 加藤です。これ、失踪、行方不明は別として、4号のほうなんですけど、今この人たちって、水どうしてるんですか。

◆勝田鮮二委員長 八木谷課長。

○八木谷義人料金課長 料金課長の八木谷です。今も使っておられます。また、閉栓というか、もう使われてない方もいますし、使われとられる方もおられます。

◆勝田鮮二委員長 加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 分かりました。そういった場合の、今は、止められとる方は分かりますけど、使われている方が水道料金は払わないんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 八木谷課長。

○八木谷義人料金課長 料金課長の八木谷です。請求させていただいております。それで、なるべく払っていただくようにしていますので、今もこれ、給水停止とかもしていますし、実際、これはあくまでそういう破産の免責がついたものなので、それ以外のものは、使われた分はまた請求させていただいております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 分かりました。また、結局破産されて、それで、今までの分がペイになって、今後もまた同じことの繰り返しになる可能性もあるわけで、その辺りの考え方っていうのはいかがでしょう。

◆勝田鮮二委員長 八木谷課長。

○八木谷義人料金課長 料金課長の八木谷です。給水停止、先ほども述べましたが、給水停止しながら、早め早めに、ためない間に支払いをしてもらうように努力して、何とか頑張って、はい、回収をするようにしています。以上です。

◆勝田鮮二委員長 いいですか、はい。そのほかございますか。じゃあ、以上で質疑を終結しま

す。

報告第12号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆**勝田鮮二委員長** 次に、報告第12号専決処分事項の報告についてを説明ください。渡辺次長。

○**渡辺寛存次長兼総務課長** はい。次長兼総務課長の渡辺でございます。報告第12号専決処分事項の報告でございます。水道法の一部改正に伴いまして、関係する条例の一部改正を、令和6年4月1日に専決処分いたしましたので、御報告するものでございます。本定例会の付議案におきましては、71ページから72ページに記載されておりますが、本日は、委員会資料によりまして説明をさせていただきます。

まず、1の改正の目的でございます。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行による水道法の一部改正に伴いまして、所要の整理を行うことを目的としております。

なお、専決処分とさせていただいた理由でございますが、法律の施行に伴う政令や省令等につきまして、2月定例会閉会後の令和6年3月29日に公布、施行日は令和6年4月1日とされたため、これを受けまして、関係する条例の一部改正を、4月1日に専決処分させていただいたものでございます。

2の関係する条例でございますが、2つございます。1つ目は、鳥取市水道事業給水条例、2つ目は、鳥取市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例でございます。1つ目の条例につきましては、鳥取市水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担、供給条件など、給水の適正を保持するために必要な事項を定めた条例でございます。2つ目の条例につきましては、水道法によりまして、水道施設の新設工事、上水施設などの増築や改造工事などを行う際には、工事の施工監督を行う布設工事監督者を配置しなければなりません。また、水道事業を運営する際には、水道事業における水質等の基準の遵守や給水の判断など、技術上の事務に係る責任者である水道技術管理者を置かなければならないとされております。この条例は、それらの者の資格基準等を定めた条例でございます。

3の改正する内容でございますが、令和6年4月1日から、厚生労働省が所管していた水道整備・管理行政に関する事務が、国土交通省及び環境省へ移管されたことに伴いまして、所要の整理を行うものでございます。環境省におかれましては、水道水質基準の策定などを担われます。

4の施行期日は、令和6年4月1日でございます。

資料2ページ以降には、一部改正を行いました条例の新旧対照表を記載しております。2ページから4ページに給水条例の表を、5ページに、布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の表を記載しております。表の右側に改正前の条文を、表の左側に改正後の条文を記載しており、改正箇所につきましては、太字にして下線を引いております。

以上で、報告第12号専決処分事項の報告、条例の一部改正につきまして説明を終わります。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 はい。事務が移管されたということですね、国土交通省と環境省、2省に移っているんですけども、この2省の力関係というか、並列なのか同等なのか、上下関係があるのか、ちょっと教えていただければと。いや、それによって対処の仕方が変わってくると思いますので。

◆勝田鮮二委員長 渡辺次長。

○渡辺寛存次長兼総務課長 次長兼総務課長の渡辺でございます。主体的には、国土交通省さんが水道の行政を担われます。環境省につきましては、やっぱり水質基準といったことを専門に担われるということで、いろいろ認可の申請であったり、そういった手続に関しましては、地方整備局を通じて国土交通省さんに手続を行うといったことで、ほぼ国土交通省さんがメインと。ちょっと力関係につきましては、何とも私が申し上げるところではございませんけども、ええ、主体としては、あくまで国土交通省ということになっております。

◆勝田鮮二委員長 魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 はい。よくあるね、ほかの省っちゅうか、内部では、河川と道路がね、ちょっと仲がよくなくてですね、河川法のほうが強いんで、河川がどうしても強くて、道路が少し負けるとというようなことで、いろんな申請手続のときに支障となるようなことが多々ありますので、そのことをちょっと危惧したということです。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 以上で質疑を終結します。

以上で、水道局を終了します。執行部の皆様は退席ください。

【下水道部】

◆勝田鮮二委員長 それでは、続いて、下水道部に入ります。

まず、下水道部長に挨拶いただいた後、人事異動で異動のあった方に自己紹介をいただきたいと思います。それでは、坂本部長お願いします。

○坂本宏仁下水道部長 はい。おはようございます。

（ ） おはようございます。

○坂本宏仁下水道部長 下水道部長、坂本です。このたびの議会、下水道部といたしましては、議案2件と、それから報告1件ということで提案させていただいておりまして、議案につきましては、下水道につきましては、技術者が全国的に不足してきていることとか、DXが進んでいること等も踏まえまして、責任技術者をですね、今までは専属だったんですけども、それを選任に替えるといったようなことを含めた条例の一部改正ですし、浄化槽につきましても、これまで浄化槽の保守点検等々も、受検率が低かったこともありまして、このたび、その法定の保守点検業者のほうに、清掃の、何にもしてなければ通知ができるようにしたりとか、受検の勧奨をしてもらったりとかというようなことが可能となるような一部改正をかけて、そのほ

かにもあるんですけども、そういった一部改正をかけております。

それから、報告につきましては、下水道等事業会計の繰越しについての報告をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○牧野隆史次長兼下水道企画課長 失礼いたします。4月の人事異動により、下水道部次長兼下水道企画課長を拝命いたしました牧野といいます。よろしくお願いいたします。

○山口真二次長兼下水道建設課長 失礼いたします。4月1日の人事異動によりまして、下水道部次長兼下水道課長を拝命いたしました山口でございます。よろしくお願いいたします。

○太田順二下水道経営課長補佐 失礼します。下水道経営課長補佐兼料金係長の太田でございます。よろしくお願いいたします。

○尾崎仁恵下水道企画課財務係長 同じく、4月1日、人事異動に伴いまして、下水道企画課財務係長を拝命いたしました尾崎仁恵と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中宏典下水道企画課下水道管理室主査 お疲れさまです。4月1日の人事異動で、下水道管理室主査を拝命いただきました下水道管理室、田中宏典と申します。よろしくお願いいたします。

○田中聡大下水道企画課企画係長 失礼します。4月の人事異動に伴いまして、下水道企画課企画係長を拝命しました田中と申します。よろしくお願いいたします。

◆勝田鮮二委員長 以上ですね。

（「はい、以上です」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 はい。ありがとうございました。

議案に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、発言を行う際には、執行部の皆さんは、発言前に必ず所属・氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第 83 号鳥取市下水道条例の一部改正について（説明）

◆勝田鮮二委員長 それでは、議案第 83 号鳥取市下水道条例の一部改正についてを説明ください。戸田次長。

○戸田昭弘次長兼下水道経営課長 下水道経営課、戸田です。付議案は15、16 ページですが、本案件につきましては、お配りしております資料、令和6年6月定例市議会、建設水道委員会説明資料にて説明をいたします。3 ページを御覧ください。いいでしょうか。はい。

1 の改正の背景ですが、デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン、このプランは、少子高齢化の進展で、今後あらゆる産業、現場において、人手不足が進むことが予想される中、デジタル社会の実現に向けた構造改革を進めるため、政府が作成したのですが、これを踏まえ、下水道の排水設備指定工事店の指定要件でございます、排水設備工事責任技術者の専属規定、これについて、自治体が下水道条例を制定する際のモデルとなります、標準下水道条例を改正した旨、国土交通省より通知を受け、本市下水道条例の一部を改正するものです。

ここで、資料の7 ページをお開きいただけますでしょうか。A 4 でカラーで示してある資料になります。先ほどのプランについてでございます。このプランは、見直しに該当する代表的

なアナログ規制とされます7つの項目がございまして、そのうちの1つが、赤枠の1段目に記載の常駐・専任規制でございます。これは、常に事業所や現場にとどまることや、職務の従事や事業所への所属等について兼任せず、専らその任に当たること、1人1現場のひもづけ等を求めている規制を指します。

次に、赤枠の2段目です。国土交通省は、この規制に該当するといたしまして、標準下水道条例の中の該当条項を見直すことといたしまして、責任技術者を営業所ごとに、赤字で記載のとおり、専属する者から選任する者に見直すとともに、同一の都道府県の区域内における営業所について、兼任することを妨げないとされました。

3段目の標準下水道条例の改正前後については、お目通しお願いいたします。

資料は、再度3ページをお開きください。2の改正内容です。（1）排水設備指定工事店の指定について、責任技術者に係る要件を、1名以上専属することから、1名以上選任することに改めることとします。（2）選任された責任技術者が、鳥取県内の他の営業所の責任技術者を兼任できることとします。（3）排水設備指定工事店が届出を要する場合のうち、専属する責任技術者に異動があったときを、選任する責任技術者に異動があったときに改めることといたします。

続いて、3の施行期日ですが、公布の日から施行といたします。

4は経過措置です。この条例による改正後の第7条の2の規定は、この条例の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例によることといたします。

5は、その他として、本市の指定工事店登録件数等について記載をしております。

最後に、新旧対照表は、資料の4ページから6ページまでで、改正箇所を赤字にしておりますので、お目通しお願いいたします。説明は以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、なしということで。

議案第84号鳥取市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について（説明）

◆勝田鮮二委員長 次に、議案第84号鳥取市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正についてを説明ください。戸田次長。

○戸田昭弘次長兼下水道経営課長 下水道経営課、戸田です。付議案は17、18ページですがけれども、本案件も、引き続き先ほどの資料で説明いたします。資料の9ページを御覧ください。はい。議案第84号鳥取市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について説明をいたします。

1の改正の背景ですが、浄化槽の法定検査受検率及び清掃の実施率向上を図ることを目的とし、利用者と身近に関わる浄化槽保守点検業者による法定検査の受検勧奨及び清掃実施の通知を可能とする規定を設けるため、鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部が改正

され、本年4月1日施行となりました。また、保守点検業者登録の申請要件として、営業所に、知事が指定する研修を受けて5年を経過していない浄化槽管理士を置くように定められておりますけれども、新たに、浄化槽管理士免状の交付を受け、5年を経過しない者も、研修を受講した管理士と同等に扱えるよう、県条例の一部が改正され、同様に、本年4月1日施行となっております。中核市業務の浄化槽業務に、失礼しました、中核市業務の浄化槽事務に関連する当該県条例の改正を受け、今提案の本市条例の一部改正を行うものです。

次に、2の改正の内容です。（1）保守点検業者が点検受託する浄化槽に関し、浄化槽管理者に対し、浄化槽法規定の法定検査受検を勧奨するとともに、円滑な法定検査実施の協力に努めなければならないとします。（2）保守点検業者が保守点検を行った場合に、浄化槽法規定の清掃が行われてないときは、浄化槽管理者等に通知しなければならないことを明確にします。（3）保守点検業者の登録において、浄化槽管理士免状の交付を受けて5年を経過しない者も登録できることとします。

3の施行期日ですが、公布の日からとします。

4のその他ですが、市内の浄化槽設置基数、保守点検業者数等は、記載のとおりでございます。表には、浄化槽法で実施を定めております保守点検、法定検査、浄化槽の受検率、実施率と、主な検査内容等を記載しております。

県全体と比較いたしまして、本市は、いずれの項目も県全体を上回っておりますけれども、本市・県全体ともに、保守点検に比べ、法定検査・清掃の状況は低く、開きがございまして、法が求める浄化槽の適正管理の促進が求められる状況にございます。

今回の条例改正は、この状況を打開するために土台を整えるものでございまして、鳥取県や浄化槽関係団体等とも協議・連携をいたしまして、足並みをそろえながら、具体の取組を進めてまいりたいと考えております。

ここで、12ページを御覧いただけますでしょうか。こちら、A4で、カラーでつづつてある資料となります。先ほどの改正内容、（3）保守点検業者登録における浄化槽管理士の要件についての補足です。初めに、現在の保守点検業者の登録、新規・更新の要件に、営業所に、過去5年に、市長が指定する研修を受けた浄化槽管理士を置くことがありまして、この研修は、毎年1回、11月頃に、県・市で共催する研修を指定しております。

その下の保守点検業者の登録からは、登録更新時の説明となります。保守点検業者は、一度登録されますと5年間有効で、5年後に再度登録を希望する業者は、更新申請が必要となります。肌色のラインですけれども、この登録期間中に、営業所に配置の浄化槽管理士が、1人でもこの指定研修を受講すれば、業者登録の更新が可能となります。

次に、その下で、営業所に配置が義務づけられる浄化槽管理士の研修受講ですが、例えば、登録時に配置された管理士Aのケースですが、このAは、登録時に研修受講済みですが、薄い水色ラインで、業者の登録期間中に、一度でも研修受講すれば、更新時には要件を満たした管理士として登録できます。次に、登録時に配置された管理士Bのケースです。このBは、登録時に研修受講済みですが、薄い緑色ラインで、業者の登録期間中に研修の受講がない場合、更新時には要件を満たさない管理士となり、登録できません。ただし、業者登録更新後に開催の

研修受講で、管理士として登録可能となります。

次に、その下です。新たに浄化槽管理士の免状を交付された者について、条例改正前後の状況を示しております。改正前の現行は、黄土色の枠囲いです。業者の登録期間内に管理士の資格取得試験に合格し、あるいは、資格取得講習を修了し、免状の交付を受けた者が、タイミング的に研修機会がない場合、管理士Aと同等、あるいは、それ以上に最新の知識などを持っているにもかかわらず、更新時に要件を満たす管理士として登録ができないことになります。ただし、この場合も、業者登録更新後に開催の研修受講により、管理士として登録可能となります。

次に、その下です。改正後についてですが、新たに免状交付を受け、5年を経過しない者について、緑の枠囲いですが、免状交付に必要な講習や試験を受けているため、研修を受講したとみなし、管理士Aと同様に、管理士登録が可能となるものです。

以上、登録更新時の例を説明いたしましたが、これらは、保守点検業者の新規登録の際にも置き換えられますので、同様の扱いとなります。以上がこのページの説明となります。

最後に、新旧対照表ですが、資料の10ページ、11ページで、改正箇所を赤字にしております。お目通しお願いいたします。説明は以上となります。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 はい。それでは、なしということで。

報告第10号令和5年度鳥取市下水道等事業会計予算の繰越しについて（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 それでは、引き続きまして、報告に入ります。報告第10号令和5年度鳥取市下水道等事業会計予算の繰越しについてを説明ください。山口次長。

○山口真二次長兼下水道建設課長 下水道建設課、山口でございます。報告第10号令和5年度鳥取市下水道等事業会計予算の繰越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告いたします。付議案とお配りしております資料と、両方により説明させていただきます。

まず、付議案の66ページ、67ページを御覧ください。よろしいでしょうか。令和5年度下水道等事業会計におきまして、資本的支出の建設改良費、予算額30億9,117万7,000円のうち、19億7,600万841円を令和6年度に繰り越したものでございます。繰越額の内訳でございますけれども、事業名ごとに、管渠費が9億2,745万3,808円、ポンプ場費が8億965万4,000円、処理場費が1億7,578万4,000円、建設総務費が361万8,533円、災害復旧費が5,949万500円でございます。

続きまして、お配りしております説明資料のうち、資料3、14ページを御覧ください。よろしいでしょうか。目次でございますけれども、繰越箇所、繰越金額等について、管渠費、ポンプ場費、処理場費、災害復旧費の順に説明させていただきます。それでは、資料3の15ページ、1枚めくっていただきまして、15ページを御覧ください。

最初に、管渠費のうち、公共下水道事業について説明させていただきます。繰越工事の位置を事業別に色分けしており、赤色が未普及対策事業の箇所、青色が浸水対策事業の箇所、黄色が地震対策事業及び改築更新事業で、2件の繰越箇所を示しております。

凡例に、事業別の繰越額を記載しております。未普及対策事業が1億9,048万120円、浸水対策事業が5億156万8,688円、地震対策事業及び改築更新事業が1億3,473万7,500円でございます。なお、工事ではございませんが、特定環境保全公共下水道事業におきまして、県事業に伴う移設費として、60万700円を実施しております。主な繰越理由といたしましては、工事に伴う道路通行規制におきまして、住民及び沿線事業者との調整を行ったところ、工事の時期、沿線道路の出入りの際の安全対策、保安施設の設置、誘導員の配置等の要望がございまして、その対策、調整、周知に不測の日数を要したためでございます。また、コロナ後の工事増加等の影響により、設備資材の製作及び納品に遅れが生じたためなどでございます。

続きまして、16ページを御覧ください。管渠費のうち、農業集落排水事業について説明させていただきます。図に、繰越事業の位置を示しておりますけれども、東郷地区高路地内の管路工事が2件、宅内マンホールポンプ設置工事1件の計3件、及び、青谷町日置谷地区における処理場の統廃合に向けた管路工事の測量設計業務を実施しております。繰越額は1億6万6,800円でございます。主な繰越理由といたしましては、測量設計業務の実施に当たり、工法検討に時間を要したこと、工事の実施に当たり、迂回路の確保や工程及び資材搬入経路の調整について、地元の協議に不測の日数を要したためなどでございます。

次に、17ページを御覧ください。ポンプ場費の繰越しについて御説明させていただきます。繰越工事として、吉成ポンプ場において、雨水ポンプ設備や建築設備等の改築・更新工事を、大杵ポンプ場において、雨水ポンプ棟の改築工事を実施しております。そのほか、的場中継ポンプ場では、改築更新等に関わる実施設計業務を、東吉成ポンプ場、宮長ポンプ場、立川中継ポンプ場、浜坂中継ポンプ場では、耐震診断業務を実施しております。ポンプ場費の繰越額は、8億965万4,000円でございます。繰越理由といたしましては、関係機関との調整に時間を要したため、及び、コロナ後の工事増加等の影響により、電子機器の製作及び納品に遅れが生じたためでございます。

続きまして、18ページを御覧ください。処理場費のうち、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業の繰越しについて説明いたします。繰越箇所といたしましては、公共下水道事業により、秋里ほか8処理区の長寿命化を図るストックマネジメント実施計画、及び、省エネ・創エネ・再エネの技術導入など、温室効果ガスの削減を検討する委託業務を実施しております。また、特定環境保全公共下水道事業により、吉岡クリーンセンターの耐震診断を実施しております。繰越額は、公共下水道事業が1億2,980万円、特定環境保全公共下水道事業が1,500万円でございます。繰越理由といたしましては、関係機関との調整に時間を要したため、及び資料収集、及び現地調査に不測の日数を要したためでございます。

続きまして、19ページを御覧ください。処理場費のうち、農業集落排水事業について説明させていただきます。繰越箇所といたしましては、赤色で着色されております、鳥取東部・南部・西部にございます25処理区の最適整備構想策定業務を実施しております。また、緑色で着色さ

れている豊実地区で、維持管理適正化計画策定業務を実施しており、用瀬町の社中地区で、処理場を統合する事業計画の策定業務を実施しております。繰越額は、合わせて3,098万4,000円でございます。繰越理由といたしましては、国の補正予算に呼応するためでございます。

次に、20ページを御覧ください。災害復旧事業費のうち、農業集落排水の復旧事業について説明させていただきます。令和5年8月の台風7号により、本市におきましては、甚大な被害が生じました。被害を受けました農業集落排水施設につきましては、早期に応急工事を実施し、他の事業者と調整の上、順次復旧工事を実施しております。繰越箇所といたしましては、管路工事6件、マンホールポンプ設置工事1件の計7件で、繰越額は5,949万500円でございます。繰越理由といたしましては、道路管理者や水道事業者及び近接工事との調整に不測の日数を要したため、及び設備用資材の製作及び納入に遅れが生じたためでございます。以上で説明を終わります。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。

◆魚崎 勇委員 いいですか。

◆勝田鮮二委員長 魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 はい。繰越理由で、大半に設備用資材の製作及び納品に遅れが生じたためとなっておりますけども、これは、全国的というか、主な原因が想定されるっていうか、分かりますか。

◆勝田鮮二委員長 山口次長。

○山口真二次長兼下水道建設課長 下水道建設課、山口でございます。マンホールポンプの高圧ケーブルでありますとか、電子部品等に遅れが生じておるところでございます。こちらは、理由といたしましては、コロナが5類に移行いたしまして、工事が、今まで止まっていたものが動き出して、それが一度に動き出してしまったこと、その他、大阪万博の関係で、こういったケーブル類・電子部品類が大量に消費されていること、九州のほうで、大きな工場が、電子機器の工場が造られていることなどが理由として上げられております。今現在、工事のほうに関係する資材のほう側は、順次入ってくることになっておりますけれども、それに日数を要しているという状況でございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 はい。そのほかございますか。以上で、質疑を終結します。

以上で、下水道部を終了します。執行部の皆様は退席ください。

午前11時5分 休憩

午前11時11分 再開

【都市整備部】

◆勝田鮮二委員長 それでは、続いて、都市整備部に入ります。

都市整備部長に挨拶いただいた後、人事異動で異動のあった方で、4月の閉会中委員会時に自己紹介がまだの方は、お願いしたいと思います。

それでは、山根部長、お願いします。

○山根陽一都市整備部長 失礼します。都市整備部長の山根でございます。まずは、先月、建設水道委員会の皆様と行政視察のほうへ同行させていただきまして、どうもありがとうございます。都市整備部の関係ですと、川越市の複合施設、ウェスタ川越でありますとか、墨田区のUDCすみだの取組というようなことを勉強させていただきました。いずれも、箱物、公共施設の再編であるとか、公民学の連携のまちづくりなど、非常に興味深い内容でございました。街の規模であるとか、事業の背景などがそれぞれですので、そのまま鳥取市のもの、施策に生かせるかということ、少し工夫が必要だと思いますが、大変、何か参考にできればと思っております。

さて、話は変わりますけれども、本日、6月10日から、千代川水系の出水期ということになります。これから、出水期だからといって、雨がすぐに降るというわけではございませんが、これから梅雨、台風による河川の増水に、特に気をつける時期となっております。現在、昨年発生した災害の復旧工事、全力で部を挙げて取り組んでいるところでございますが、5月末の現在で、河川・道路の公共土木災害の発注状況でございますが、件数ベースで50%を超えたところということで、本復旧には、まだ少し時間がかかるということになります。このような状態で、昨日も、佐治川の関係の河川のほうの現場を見たり回ったりしましたが、工事が進んでいるところ、まだまだ仮設の状態であるところ、非常にまちまちになっておりまして、非常に河川護岸が特に脆弱な状態で、出水期を迎えるということになっております。例年以上に気を引き締めて、災害対応とか出水に備えたいと思っております。

それでは、本日は審議いただくのが、地滑り災害への対応を含む補正予算案など、議案3件について御説明をした後、議会報告案件として、昨年度御報告いたしました事故の損害賠償の額及び和解に関する専決処分など7件、その他の報告事項を3件となります。簡潔な説明を行いたいと思いますので、御審議のほうよろしく願いいたします。

では、人事異動で異動になりました説明員の紹介をさせていただきます。

○宮谷卓志交通政策課長 失礼しました。4月の人事異動で、交通政策課長を拝命しました宮谷卓志です。よろしくお願いします。

○徳田 剛河川公園課長 失礼します。4月の人事異動に伴いまして、都市環境課から河川公園課で、改めまして河川公園課長を拝命いたしました徳田です。引き続きよろしくお願いします。

○古網竜也河川公園課長補佐 失礼します。4月より、河川公園課長補佐兼管理係長を拝命しました古網です。よろしくお願いします。

○山崎 修建築指導課長補佐 建築指導課長補佐兼審査係長を拝命しました山崎といいます。よろしくお願いします。

○森本英幸交通政策課長補佐 4月より、交通政策課長補佐になりました森本といいます。よろしくお願いします。

○田中和人鳥取南地域工事事務所長 失礼します。4月より、鳥取南地域工事事務所所長を拝命しました田中です。よろしくお願いいたします。

○伊賀 巧建築指導課主査 すみません、失礼します。4月から、建築指導課に異動になりました

た伊賀といいます。よろしくお願いします。

○竹森潤一郎建築指導課主査 失礼します。4月より、建築指導課空家対策係長になりました竹森です。よろしくお願いします。

○宮部 将建築住宅課長補佐 4月より、建築住宅課長補佐兼住宅建設係長になりました宮部です。

◆勝田鮮二委員長 以上でよろしいですか。はい。ありがとうございました。

それでは、議案の説明に入ります前に、この場の皆様に一言申し上げます。まず、発言を行う際には執行部の皆さんは、発言前に、必ず所属・氏名を述べてから発言いただきますようお願いいたします。また、質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様をお願いします。

議案第73号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆勝田鮮二委員長 それでは、議案第73号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、所管に属する部分を説明ください。徳田課長。

○徳田 剛河川公園課長 はい。河川公園課、徳田です。よろしくお願いいたします。説明に当たりましては、皆様にお配りをしております、右肩に赤で括弧内に資料1と示しておりますA4判横の都市整備部、建設水道委員会説明資料、こちらを用いて説明させていただきたいと思います。括弧内の資料名の下に数字がページ番号でございます。よろしいでしょうか。はい。そうしますと、1ページに示しておりますとおり、議案第73号関係、令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第1号）から説明させていただきます。歳入につきましては、歳出の財源がほとんどでございますので、歳出を中心に説明させていただきたいと思いますので、御了承のほどお願い申し上げます。

それでは、資料1の3ページを御覧ください。上段でございます。都市整備部歳出合計、補正前の額66億7,456万4,000円に対しまして、今回の補正額2億9,677万2,000円、補正後の額は69億1,914万5,000円でございます。以降、河川公園課から順に、各担当課より説明させていただきます。

引き続き、中段を御覧ください。河川公園課でございます。地域コミュニティ支援事業費、補正予算書は31ページ、事業別概要は33ページ上段です。土木費、都市計画費、都市公園整備費、公園整備費のうち、（地域コミュニティ支援事業費）でございます。補正予算額500万円です。

次に、資料1の4ページを御覧ください。これは、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの普及広報事業費を財源として実施するコミュニティ助成事業に申請していた、吉成南町1丁目、中吉成町内会と、同じく吉成南町1丁目、西吉成自治会の2地区が採択となったものでございます。遊具の設置の主体は、当該2地区の各町内会ですが、財団からの助成金は鳥取市に入るため、中吉成町内会と西吉成自治会の2地区への遊具施設整備助成補助金を計上するものでございます。1地区1か所250万円、2か所で補正額500万円、全て財団からの助成金を充当するものでございます。

資料1の3ページにお戻りください。河川公園課、補正前の額16億9,633万6,000円に對しまして、今回の補正額500万円、補正後の額17億133万6,000円でございます。河川公園課は以上でございます。田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 はい。道路課、田村です。道路課、6月補正の予算額については、資料1の5ページを御覧ください。目公共土木災害復旧費、細目現年発生災害復旧費、細々目補助災害復旧費、予算書は35ページ、事業別概要書は33ページの下段となります。補正額2億6,634万5,000円を計上させていただいております。市道金沢瀬田蔵線、市道山上津無線の2か所の地滑り災害の復旧費と調査費となります。

道路課、補正額合計2億6,634万5,000円、補正後の額33億813万5,000円です。

それでは、詳しく説明させていただきます。資料1の6ページを御覧ください。市道金沢瀬田蔵線については、4月16日に、地滑り災害として国へ災害報告を行い、6月20日、災害査定を受ける予定となっております。復旧方法については、水抜き及び鋼管くい工法を実施する予定となっております。財源は、国庫補助金と災害復旧事業債となっております。

資料1の7ページを御覧ください。市道山上津無線については、4月25日に、有識者の協議により、孔内傾斜計を用いた地質調査を行い、地滑り方向・範囲等を確定する方法がよいという意見を頂いております。このため、孔内傾斜計を設置するため、補正を行うものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 徳田課長。

○徳田 剛河川公園課長 すみません、河川公園課、徳田でございます。先ほど、額の説明を申し上げましたが、ちょっと訂正をお願いいたします。資料1の3ページ、補正後の額でございますが、誤りでございまして、正しくは69億7,133万6,000円でございます。大変申し訳ございませんでした。

◆勝田鮮二委員長 森田課長。

○森田 健建築住宅課長 建築住宅課、森田です。建築住宅課、森田です。建築住宅課の補正について説明いたします。資料1の8ページを御覧ください。総務費、総務管理費、財産管理費の定期借地権付土地分譲事業費です。予算書は23ページ、事業別概要書は34ページ上段です。鹿野町湯川住宅団地の定期借地分譲の見込み件数増による土地購入費の追加1区画分を計上するものです。補正額は984万8,000円です。

続いて、土木費、住宅費、住宅管理費の住宅維持補修費です。予算書は31ページ、事業別概要書は34ページ下段です。これは、玄好団地の雨漏りが急激にひどくなったため、急遽、屋上防水の全面改修費を計上するものです。補正額は1,557万9,000円です。

建築住宅課の合計補正額2,542万7,000円、補正後の額は5億4,882万7,000円です。

詳細に参ります。続いて、9ページに参ります。定期借地権付土地分譲事業費の詳細になります。当初予算では、鹿野町湯川住宅団地、青谷町望町団地、それぞれ1区画分の土地購入費を計上しておりましたが、順調に分譲が進んだことで、両団地とも定期借地の契約が見込まれる中、早くも、新たな湯川住宅団地の引き合いがあり、今回、追加1区画分の土地購入費を計上することになりました。対象は、資料の右図、配置図の青い四角で囲った2号区画になります。

す。補正額は。えっ。

○田村 温次長兼道路課長 いい。後でこれ、直しといて。

○森田 健建築住宅課長 補正額は、土地代 984 万 8,000 円で、財源は一般財源です。追加の区画の分譲については、10 月に借主と定期借地契約をする予定になっています。

続いて 10 ページに参ります。住宅維持補修費の詳細になります。玄好団地では、以前から少量の雨漏りが確認されていましたが、3 月 19 日頃の大雨を発端に、住戸内へ大量の雨漏りが生じるようになり、屋上防水シートの継ぎ目にテープを貼る、穴空きを見つけては塞ぐなどの応急的処置を試みましたが、防水材料自体が劣化しているため状態が改善せず、やむなく、住戸内の天井に、雨漏りを受けるためのシートを張って、集めた水を壁の換気口からホースで排出して、急場をしのいでいるところです。早急の改善を図るため、予算計上をするものです。補正額は、屋上防水の全面改修費 1,557 万 9,000 円で、財源は一般財源です。すみません、補正後の額を読み間違えておりました。訂正させていただきます。補正後の額は、5 億 4,884 万 7,000 円に訂正させていただきます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 はい。道路課、田村です。資料 1 の 11 ページを御覧ください。予算書は 41 ページとなります。公共土木災害復旧事業、補助災害復旧費、繰越予算 2 億 3,500 万円を計上しております。これは、市道、先ほど説明した市道金沢瀬田蔵線の工事費となります。

資料 1 の 12 ページを御覧ください。このように地滑りを起こしておりまして、現在、仮設で水抜きをやって、安全率を一応確保して現在います。これ以上、通常の雨だったら、復旧、崩れないという状態となっております。このたび、鋼管ぐい及びのり枠等の施工のため、適正工期を確保するために、繰越しをお願いするものでございます。

繰越明許費、道路課計 2 億 3,500 万円となります。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 以上で。以上でよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 それでは、なしということで。

議案第 86 号鳥取市緑化基金条例の廃止について（説明）

◆勝田鮮二委員長 次に、議案第 86 号鳥取市緑化基金条例の廃止についてを御説明ください。

◆勝田鮮二委員長 徳田課長。

○徳田 剛河川公園課長 はい。河川公園課、徳田でございます。引き続き、資料 1 の 13 ページを御覧ください。議案第 86 号鳥取市緑化基金条例の廃止について御説明いたします。

提案理由といたしまして、鳥取市緑化基金は、平成 28 年度の最終取崩し以降、活用実績がなく、今後も積立て及び活用する見込みがないことから、本基金の条例を廃止するものでござい

ます。

経過といたしまして、本市は、都市緑化の取組を推進するため、平成25年度に、鳥取県・鳥取市の共催により、第30回全国都市緑化とっとりフェアを、湖山池公園を主に、主会場として開催したところでございます。この鳥取市緑化基金は、第30回全国都市緑化とっとりフェアに必要な財源を確保することと、その後のさらなる緑化事業の推進を図ることを目的としまして、平成23年3月に設置したものでございます。

本基金は、平成28年度の最終取崩し以降、現在、残高が833円となっており、活用実績がないことと、現在は、通常予算の要求によりまして、予算を確保し、鳥取市、都市緑化に関する事業に取り組んでおり、基金に頼らずとも、事業執行に支障なく、今後も活用する見込みがないことから、本基金の条例を廃止するものでございます。

なお、包括外部監査の意見としましては、令和5年度の鳥取市包括外部監査において、本基金を廃止すべきと指摘を受けたことから、本条例廃止案を、今6月議会に上程するものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 はい。説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。

◆勝田鮮二委員長 加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 はい、加藤です。ちょっとごめんなさい。基金、残金幾らと言われました。もう一回お願いします。

◆勝田鮮二委員長 徳田課長。

○徳田 剛河川公園課長 はい。現在の残金でございますが、833円でございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 はい。そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 はい。それでは、なしということで。

議案第90号専決処分事項の報告及び承認について（説明）

◆勝田鮮二委員長 次に、議案第90号専決処分事項の報告及び承認についてを説明ください。田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 はい。道路課、田村でございます。資料1の14ページ、付議案は29ページ、予算書は7ページ及び27ページとなります。目道路維持費、細目除雪関係費、細々目（除雪費）、5,802万5,000円について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

理由といたしましては、2月の段階で暖冬というふうに言われておりまして、今後は、除雪を行うほど降雪はないと予想しておりましたけど、3月2日の寒波により、山沿いにおいて、5センチ以上の降雪があり、除雪をした結果、除雪費が5,802万5,000円不足したため、専決処分を行うものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で、聞き取りにくかった点や字句の確認等はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 はい。それでは、なしということで。

令和6年陳情第2号命を守る耐震（防災）シェルターの助成に関する陳情（質疑・討論・採決）

◆勝田鮮二委員長 続きまして、陳情審査に入ります。令和6年陳情第2号命を守る耐震（防災）シェルターの助成に関する陳情を議題とします。本陳情につきまして、委員の皆様より、御意見を申し上げます。執行部のほうから、何か参考意見等々あれば、申し上げます。はい、太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。この陳情ですが、先日の谷口議員さんの一般質問にもありましたが、現在ですね、実施の市町についても実績がないということと、問合せもないということで、今後も、ちょっと引き続き、その状況ですね、をちょっと研究していきたいと、何がどうなって、こういう状況なのかっちゅうことを研究していきたいというふうに考えております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 参考意見ということで。そうしますと、委員の皆さんはどうでしょうか。はい、加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 はい、加藤です。ちょっと私も、今、次長言われましたけど、私もちょっと、まだまだちょっと研究っていいですか、調べたく、これ、継審にさせていただきたいんですけど、皆さんの御意見、あれば。

◆勝田鮮二委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 はい。継審諮る前に、質問ちょっと1つ、申し上げます。執行部のほうに質問します。この再設置可能なものに対する補助っていうのは、可能なんでしょうか。例えば、リフォーム補助、何ていいますかね、いろいろあった中で、再設置とか、移動できるものは対象外というものを、これまで見かけてきたんですけれども、この陳情書の理由の中の中頃ですね、引っ越し等による再設置により、再利用も可能ですという、書いてありまして、ここが少し引っかかったんで、この認識、考え方、補助制度としての考え方を教えてください。

◆勝田鮮二委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 はい。建築指導課、太田でございます。これは、国と県の補助制度でありまして、補助要綱の中に、移動させられるものは、今まで補助対象になってなかったんではないかというようなお尋ねだと思うんですけど、国・県ともに補助対象になるというふうになっております。どうなんですか、やっぱり命を守るということを優先されたのかなと、いわゆる、それは、これは推測ですけど、そういうふうに思っております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 雲坂委員、いいですか。

◆雲坂 衛委員 はい。

◆勝田鮮二委員長 先ほど、加藤副委員長のほうから、もう少し検討したい、研究したいということで、継続の申入れがあったわけですが、これは、後半の委員会に持ち越しするのか、それとも、ここで継続審査として採決してしまうのか、その辺り再度お願いします。加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 後半ではなくして、次の議会に継審でお願いします。

◆勝田鮮二委員長 はい。という意見ですが、皆さん、どうでしょうか。太田委員。

◆太田 縁委員 はい、太田です。皆さんおっしゃるように、シェルターの導入ということに関しては、研究する、しなければならないというふうに考えています。ただ、ここに記載がある中で、耐震改修のみでは問題があるとかいう記載もありますけれども、例えば、地震時に身を守るためには、建物の耐震化だけではなく、やっぱり地盤の改良の問題だとか、それから、土砂災や火災、あるいは原発、様々な損壊もあり得るので、少し広く考えて、このシェルターの制度というのを考えていくべきではないかと思います。そうすると、少し時間がかかるので、継続審査ということが望ましいのではないかというふうに意見を述べさせていただきました。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございませんか。

そうしますと、今、意見も出ましたので、本陳情について、継続審査とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆勝田鮮二委員長 はい。挙手全員ということで、本陳情は、継続審査とすることに決定されました。

報告第8号繰越明許費繰越計算書についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 そうしましたら、続きまして、報告に入ります。報告第8号繰越明許費繰越計算書についてのうち、所管に属する部分を説明ください。

◆勝田鮮二委員長 河田次長。

○河田耕一次長兼都市企画課長 はい。都市企画課、河田です。報告第8号関係、繰越明許費繰越計算書、都市整備部の所管に属する部分について報告いたします。付議案では、47ページから57ページでございます。引き続き、資料1により説明いたします。

16ページの一番下の欄を御覧ください。都市整備部全体の繰越明許費は、令和5年度予算額30億7,921万5,000円のうち、繰越明許費12億5,279万7,856円でございます。以降、各担当課より、順に説明させていただきます。

初めに、都市企画課分の繰越明許費について御報告いたします。15ページを御覧ください。都市企画課については、4事業の繰越額が確定いたしました。急傾斜地崩壊対策県営事業負担金につきましては、繰越明許費3,104万8,386円でございます。急傾斜地崩壊対策県営事業負担金（令和5年度国1次補正）分については、繰越明許費915万9,000円でございます。県営街路事業負担金につきましては、繰越明許費893万9,336円でございます。県営街路事業負担金（令和5年度国1次補正）分については、繰越明許費1,138万円でございます。

都市企画課、繰越明許費合計6,052万6,722円でございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課、宮谷です。資料1の15ページ中段を御覧ください。交通政策課、市町村有償運送事業でございます。こちら、繰越明許費2,419万3,000円となっております。こちら、青谷地区で運行しております市有償バスのうちです、マイクロバス2台の購入費となっております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 徳田課長。

○徳田 剛河川公園課長 河川公園課、徳田です。引き続き、資料の1の15ページを御覧ください。表の中段から下段にかけて、河川公園課の繰越明許費について報告いたします。治水対策事業、小規模急傾斜地崩壊対策事業、現年発生災害復旧費、補助災害復旧費、単独災害復旧費の4事業でございます。治水対策事業につきましては、繰越明許費1億1,045万1,000円です。小規模急傾斜地崩壊対策事業につきましては、繰越明許費4,540万円です。現年災害復旧費、補助災害復旧費につきましては、繰越明許費7,667万9,000円です。単独災害復旧費におきましては、2億5,996万5,000円です。

河川公園課の繰越明許合計額は、4億9,249万5,000円でございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村でございます。資料1の16ページを御覧ください。道路課の繰越明許費繰越計算書、6事業について報告させていただきます。付議案は54ページとなります。一般道補修費として1,000万円、社会資本整備総合交付金事業費として5,203万円、防災・安全交付金事業として2億6,559万7,000円、防災・安全交付金事業（令和5年度国1次補正）として2,715万円、公共土木災害復旧事業（補助災害復旧費）として1億6,480万7,000円、公共土木災害復旧事業（単独災害復旧費）として1億4,600万円の繰越しが確定をしたので、御報告させてもらうものでございます。

道路課、繰越額合計6億6,558万4,000円です。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 森田課長。

○森田 健建築住宅課長 建築住宅課、森田です。建築住宅課の繰越しです。施設管理業務委託事業費、繰越明許費が1,000万円です。以上です。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。

◆勝田鮮二委員長 加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 加藤です。マイクロの納期って、いつでしたっけ。ごめんなさい、先回聞いたかも。

◆勝田鮮二委員長 宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 交通政策課、宮谷です。納期は、9月30日となっております。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。それでは、以上で質疑を終結します。

報告第15号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 次に、報告第15号専決処分事項の報告についてを説明ください。田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村でございます。付議案は77ページから78ページとな

ります。これは、令和6年2月議会で報告させていただいた事故でございます。相手方と示談書を締結しましたので、報告するものでございます。資料1の17ページを御覧ください。

内容は、令和5年12月23日土曜日の午後6時頃、市道江津地内、地内の、市道江津浜坂線において発生したものでございます。

事故概要といたしましては、軽自動車の、当該路線を、北から南へ走行中、道路の陥没にはまり、左前輪及び左後輪のタイヤがパンクし、パンクし、ホイールが破損したものでございます。

事故台数は、これから説明する4件となります。4件の4台となります。

事故直後の路面状況は、50センチ掛ける20センチ程度のアスファルトが剥がれ、雪解けで水がたまり、深さ20センチ程度の段差が生じております。

和解内容は、鳥取市の過失6割とし、損害賠償額3万8,064円を支払うものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 はい、加藤です。ちょっとお尋ねというか、確認なんですけど、自分も保険業をしていますけど、この鳥取市側の過失割合6割っちゅうのは、これは、あり得ん割合なんですけど、基本的に。これ、運転者は悪くはないと思うんだよね。動いとるけえ、1割か、0.5か、1割5分の過失は入るんだけど、これ、6・4になった根拠っていうか、その理由、分かります、これ。あり得んのだけ。

◆勝田鮮二委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 通常、過失の割合についてはですね、注意報とか、警報とかの直後の場合は、過失が下がります。路面を注意して走行しなさいということになるので、過失が下がっていくっていう面があります。

◆勝田鮮二委員長 加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 加藤です。このときは、何のときなんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 ちょうど、5年の12月23日にちょうど雪が降ってですね、ちょうど、降雪があって、除雪した直後です。直後の夜です、実は。

◆勝田鮮二委員長 加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 加藤です。雪はないけど。

◆勝田鮮二委員長 除雪して。

◆加藤茂樹副委員長 除雪をした直後が。

◆勝田鮮二委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 その日の朝、除雪で、全部路面はきれいにして、終わった後のその夕方ということになります。

◆勝田鮮二委員長 よろしいでしょうか。では、以上で質疑を終結します。

報告第16号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 続きまして、報告第16号専決処分の報告についてを説明をください。田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 はい。道路課、田村でございます。資料1の18ページ、付議案は79ページ80ページとなります。これは、先ほどと同じ案件となります。相手側と示談書を締結したので、報告するものでございます。

和解の内容は、鳥取市の過失6割とし、損害賠償額1万5,180円を支払うものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。いいですか。

◆勝田鮮二委員長 水口委員。

◆水口 誠委員 はい。ちょっとお尋ねなんですけど、発生日時が、15号が18時40分で今回18時になっとるんですけど、これは、その事故された時間が、この時間だっていうことなんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 警察から聞き取った時間が、ちょうど警察が、すぐ事故を処理で、一応、行って、この一番最後の方が18時40分で、そこからは誘導しながら、うちにも連絡は来とって、すぐ直しに行っているっていうことになります。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 それでは、以上で質疑を終結します。

報告第17号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 続きまして、報告第17号専決処分事項の報告についてを説明ください。

◆勝田鮮二委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村でございます。資料1の19ページ、付議案は81ページから82ページとなります。これも、先ほどと同じ案件となります。相手側と示談書を締結しましたので、報告するものでございます。

和解内容は、鳥取市側の過失を6割として、損害賠償額3万1,007円を支払うものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。

質疑なしと認め、質疑を終結します。

報告第18号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 続きまして、報告第18号専決処分事項の報告についてを説明ください。

◆勝田鮮二委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村でございます。資料1の20ページ、付議案は83ページから84ページとなります。これも、先ほどと同じ案件となります。相手側と示談書を締結し

ましたので、報告するものでございます。

和解内容は、鳥取市側の過失を6割、損害賠償額15万2,368円を支払うものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。

◆勝田鮮二委員長 加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 加藤です。今さっき、15号、16号、17号はあれですけど、最初のやつは、タイヤ、前輪・後輪とかので、これ、金額なんですけど、15万何がしから、一気に来とるんですけど。被害状況については、タイヤのパンク及びホイールの破損。これ、修理の内訳分かりますか。

◆勝田鮮二委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 資料がちょっと下なので、示談書が。少し取りに下りに行かしてもらいます。

◆勝田鮮二委員長 はい。じゃあ、後ほど。そのほかございますか。

報告第19号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 それでは、引き続きまして、報告第19号専決処分事項の報告についてを説明ください。

◆勝田鮮二委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 はい。道路課、田村でございます。付議案は85ページから86ページとなります。これ、これは、令和6年2月議会で報告させていただいた事故でございます。相手側と示談書を締結しましたので、報告するものでございます。資料1の21ページを御覧ください。

内容は、令和6年3月2日土曜日、午後9時半頃、鳥取市気高町下坂本地内、市道高浜13号線において発生したものでございます。

事故概要といたしましては、普通自動車が当該路線を西から東へ走行中、道路の陥没にはまり、助手席側、前後輪のタイヤがパンクし、ホイールが変形したものでございます。事故直後、路面状況は、幅70センチ、長さ90センチ程度のアスファルトが剥がれ、水たまり、深さ10センチ程度の段差が生じておりました。

和解内容は、鳥取市側の過失割合9割とし、73万3,887円を支払うものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。

質疑なしと認め、質疑を終結します。

報告第21号専決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 続きまして、報告第21号専決処分事項の報告についてを説明ください。田村

次長。

○田村 温次長兼道路課長 道路課、田村でございます。付議案は89ページ90ページを御覧ください。これは、令和6年4月の閉会中審査で報告させていただいた事故でございます。相手側と示談書を締結しましたので、報告するものでございます。資料1の22ページを御覧ください。

内容は、令和6年3月14日木曜日、午前10時30分頃、鳥取市千代水3丁目100番、鳥取警察署内、警察署駐車場で発生したものでございます。

事故概要といたしましては、道路課の職員が、道路占用に伴う業務で鳥取署を訪れた際、駐車場内の降車時に、ドアが風にあおられ、隣に駐車していた被害車両の運転側のドアに接触し、塗装が付着し、傷がついたものでございます。

和解内容は、鳥取市側の過失を10割とし、損害賠償額7万6,780円を支払うものでございます。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。

質疑なしと認め、質疑を終結します。

○田村 温次長兼道路課長 委員長。

◆勝田鮮二委員長 田村次長。

○田村 温次長兼道路課長 先ほどの議案、報告事項18号について御説明させていただきます。当車は、バンパー、バンパーカバーの交換がありまして、その分が、お金が上がっております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 時間、12時過ぎましたですけども、そのまま続けてよろしいでしょうか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 はい。ありがとうございます。

令和5年度自動運転実証調査事業の報告について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 続きまして、その他報告事項に入ります。令和5年度自動運転実証調査事業の報告についてを説明ください。宮谷課長。

○宮谷卓志交通政策課長 はい。それでは、令和5年度自動運転実証調査事業について報告させていただきます。資料は23ページを御覧ください。はい。

令和4年2月に実施しました鳥取砂丘に続きまして、本市2回目となります自動運転バスの実証運行を、中心市街地で行いました。

実証運行のコースにつきましては、資料の右側にございますとおり、100円循環バスくる梨緑コースの一部となっております。バスターミナルを発着点としまして、若桜街道を通過、鳥取城跡を運行するコースとなっております。

試乗につきましては、2月ということで、積雪が心配されましたが、天候に恵まれまして、予定しておりました80便全てを運行することができました。また、701名という、多くの方に

も試乗していただきました。

実証結果といたしましては、まず、技術面の検証としまして、走行距離ベースで、8割以上が自動運転で走行することができました。運転手によります手動運転に切り替えた場面としましては、路上駐車回避ということで、中心市街地を走行しましたので、荷さばきをしておられる車を避ける際に、手動に切り替えたことが一番多くなっております。

次に、社会受容性面でございます。試乗された方へのアンケート結果は、おおむね高評価をいただいております。実際に自動運転バスを体感していただきまして、理解が深まったものだと考えております。

また、利用に当たって心配する点につきましては、異常時の現場対応に不安があるということが上げられております。具体的には、車内で何かトラブルがあったらどうするのかということでありましたり、急病人が出たらどうするのかといったような、運用面の課題が上げられたというところでございます。

今後の取組方針につきましては、自動運転バスの社会実装に向けまして、現在8割の自動運転率を、できるだけ100%に近づけていくという具合に、実証運行を継続する必要があるという具合に考えております。また、今回の実証運行で課題とされました、路上駐車への対応でありましたり、緊急時への対応といったものも、今後検証していきたいと思っております。

また、警察と連携しまして、信号機との連携といった、新しい検証についても取り組んでいきたいという具合に考えておりまして、現在、国に対して、国庫補助の申請を進めているというところでございます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 はい。説明いただきました。

委員の皆様から、質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。ございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆勝田鮮二委員長 はい。それでは、質疑なしと認め、質疑を終結します。

鳥取市空家等対策計画（第2期）素案について（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 続きまして、鳥取市空家等対策計画（第2期）素案についてを説明ください。
太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 はい。建築指導課、太田でございます。資料1の24ページと25ページを御覧ください。鳥取市空家等対策計画（第2期）（素案）の概要を説明させていただきます。

平成27年5月に施行された、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成31年3月に、第1期の鳥取市空家等対策計画を策定しました。

令和5年12月には、活用の拡大、管理の確保、特定空家等の除却の3本柱により、対策を強化するため、法が改正されました。これらの改正を踏まえ、鳥取市空家等対策計画（第2期）策定のために、素案を策定しました。

24ページの3の右側ですね。はい。多様な主体、所有者等、行政、地域、民間企業との連携による、安全・安心で快適に住み続けられる住環境の促進を基本目標に、①番で、空き家化の

予防、これ、空き家等にしない。空き家等の、②番で、空き家等の適切な管理の推進及び利活用の推進、危険な空き家等にしない。③番で、管理不全空き家等への措置、危険な空き家等を減らすという、この3本の柱を、方針、取組方針として施策を進めていきます。

第1期計画に加えて、新規の施策としまして、①番の空き家化の予防につきましては、高齢化に伴い、空き家等が管理できないまま放置されてしまっているケースが見受けられます。こうした状態を未然に防ぐためにも、空き家等となった場合の管理、処分方法等について、現役世代の早い段階から関心を持ってもらい、当事者意識を醸成する。

それから、②番目の空き家等の適切な管理の推進及び利活用の促進ということで、高齢や健康上の理由、遠方に住んでいるなど、空き家等を放置し、適切に管理できない状態になることや、空き家等の管理手法等に関する情報が不足しているなど、管理に関する意識啓発や、個別の課題に応じた情報提供を行い、空き家等の適切な管理を促す。

③番の管理不全空き家等への措置ですが、管理不全空き家等に対し、指導・助言により、自発的な改善を促すとともに、勧告により、固定資産税の住宅用地特例の控除により、適切な管理を促すこととしております。などの施策の推進を図る計画としております。

また、庁内の推進体制と総合窓口等の設置については、現在、市民からの空き家等に関する相談や通報に対して、空き家等の利活用、移住定住、空き家等の適切な管理など、目的別に、以下の窓口、個々に対応しております。しかし、空き家、相談、しかし、相談件数は年々増加しており、相談内容も多岐にわたること、また、相談者が、地域住民か空き家等の所有者等かによっても対応が異なることから、総合的な窓口の設置が求められています。現在、県と連携し、専門家による相談窓口を委託により設置していますが、今後は、相談業務の充実と早期解決を図るため、庁内の連携体制を構築するとともに、庁内に総合的な窓口及び部署の設置を検討します。

計画の進行管理といたしまして、これまでの取組状況を踏まえ、計画の実行性に関する評価指標及び目標値として、令和6年から令和12年の7年間で、特定空き家等の除却件数を105件、空き家バンクの登録件数を120件と設定しています。

今後のスケジュールですが、令和6年7月上旬に、鳥取市空き家等対策協議会に本素案を諮った上、6年7月中旬から8月上旬に、パブリックコメントの実施、令和6年9月、計画（案）の取りまとめ、令和6年10月に、鳥取市空き家等対策計画（第2期）を公表したいというふうに予定しております。

なお、委員の皆様には、パブリックコメントの実施前に、資料提供をさせていただき予定としております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 空き家の活用についてお尋ねします。活用の補助率、教えていただけますでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 筒井課長。

○筒井真二まちなか未来創造課長 中心市街地に限った利活用の回答になりますけども、中心市

街地におきましては、改修費、上限で50万円、これ、補助率2分の1になります。これは、住宅、そして、店舗活用でも対応に、対象になっているといったものになります。あとは、そういった空き家を利活用するための担い手の育成補助金というのもございまして、これは、上限60万円、補助率が4分の3になります。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 この鳥取市空家等対策計画は、中心市街地に限ったことでしょうか。太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。この計画は、鳥取市全域に関するものです。

◆勝田鮮二委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 今質問したのは、この空家等対策計画で、以前から、国のほうから、平成20年ぐらいからですかね、補助が始まって、鳥取市も数年遅れで計画をつくって、自分も委員だったときに、活用について注目をしていました。今、自分でネットで調べたところで行くと、令和6年度当初予算、国の当初予算でも、活用は、国3分の1、地方公共団体3分の1、所有者3分の1ということで、中心市街地、額等ありましたけれども、自分が聞こうとしたのがですね、さらに聞こうとしたのが、市町村が実施する場合には、国2分の1、市町村2分の1ということがあって、こういった実績にも、聞こうとしたわけですがけれども、今、手元になればですね、後で資料提供をお願いしたいと思います。

言いたかったことは、概要版2ページに書いてある、真ん中、左真ん中のところですね。市場に流通しない空き家等の活用推進のため云々とありますけれども、やはり、よりPRを、この補助とかですね、そういったところも含めて、まとめた、その分厚い冊子にするのではなくて、1枚物で、本当に活用したい人に向けて、PRをすることが必要じゃないかなと思うので、補助率を掲載してPRをしていただきますようお願いしたいと思います。以上です。

◆勝田鮮二委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。利活用の補助につきましては、じゃあ、改めて資料提供させていただくということと、今のお話の中で、計画の中に、補助の率を掲載してはどうかというようなお話だったと思います。空家等対策協議会にも諮りまして、検討させていただきたいと思います。

◆勝田鮮二委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 2つポイントを言います。所有者3分の1で活用はできるんですけれども、市町村がやろうと思っても、2分の1できるとなっていて、その活用が、鳥取市が実施しているかどうかという実績も知りたいと、も知りたいです。

あとは、その計画の中に記載していただければありがたいですけれども、より人が見る、パブリックコメントとしても見ますので、加えて、必要な人にリーチできる、リーチする、広報がしっかり届く、資料として、分厚い冊子じゃなくて、そういった活用がいくようには、補助率等を明示してPRする必要があるんじゃないかなと思いましたので、御検討よろしくお願ひします。

◆勝田鮮二委員長 はい。そのほかございますか。太田委員。

◆太田 縁委員 太田です。はい。空き家に関しては、もう長年取組をされているところでありますが、1つ、この空き家というのが、建物、建築指導が持っておられるということもあって、空き家の建物というイメージがありますけれども、空き家というのが、この敷地全体をもって空き家というふうに考えております。そうしたときに、家も傷んでいきますけど、人が入らないと。やはり、この植栽ですね、このことが、もう地域の人たちの一番の、こう問題であり、例えば、積雪によって木が折れたり、あるいは蜂であるとか、そういった虫っていうんですかね、害虫といたしますか、そういうものがたくさんになる。しかしながら、ここに手を出せないというのが、町内会であられたり、あるいは、近隣の方の問題になっていると思います。

今、拝見した中で、そういった敷地全体に関わる記載といたしますか、ありませんので、なかなか担当課でも、このままでは対応できない状況もたくさんありますので、空き家になっていく、その、やっぱり植栽がどんどん伸び、そして草が生えていく、そこを少し、他部局とも協議されて、迷惑条例等で、植栽の伐採、伐採というか、枝打ちですかね、そういったことができるような都道府県もあると、以前も、一般質問でもさせていただいていますが、その辺りの視点を少し、この空き家の老朽化を止めるには、やはり風を入れないといけないので、その辺りを少し考えていただけたらと思いますが、その辺の検討はなさっていますか。

◆勝田鮮二委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 従前からですね、植栽等も一緒に、助言、指導を行っております。ただ、御存じのとおり、勝手に個人の敷地に入って、切ったりってことはできませんので、やっぱり粘り強く指導していくのかな、それが大事なことなのかと思っております。ただ、それについてもですね、計画の中には入れていくのかなというふうには思っておりますので、また検討させていただきます。

◆勝田鮮二委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 助言とか勧告だけでは進んでない状況があって、空き家の状態がひどくなる。もう皆さん、御承知だと思います。そこが、法律であったり、踏み込めないっていうのも分かっている。じゃあ、そこで、条例等で、何かのこう規制をかけるなり、町内会であれば、子供の通学路であればとか、何かの条件を加えてでも、そこは一步踏み込んで検討していただきたいというふうに思います。どうぞ。意見でない、答弁ですね。

◆勝田鮮二委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 委員長。建築指導課、太田です。なかなか、法を超えてという指導は難しいのかなとは思っております。できる限り可能なことは、当然、指導なり、助言なりはしていきたいというふうには考えております。

◆勝田鮮二委員長 太田委員。

◆太田 縁委員 すみません。法を超えてというよりは、法に基づいて条例をつくるなりということで、今後、検討していただきたいと思います。付け加えます。

それから、先ほど、活用の問題がありましたけれども、これも何度も申し上げているんですけども、活用に関して、部局が横断している、中山間地であったり、あるいは中心市街地であ

ったりというふうに、補助金の受けてくる部局が違うという、国の受けてくる部局が違うというのがありますけども、やはり、ここに書いてあるように、空き家に関する担当部局というふうに書いておられますけども、やっぱりその辺りを、横断的になっているものを、少し整理をして、先ほど、筒井課長のほうから答弁ありましたけども、中心市街地だけというのではなく、雲坂委員もおっしゃっておられましたけど、その辺りを、そこも一番のこの解決しないことではないかと思います。県の補助金等もたくさんありますので、そこら辺りも、空き家の活用ということを検討していただきたい。私も、この計画、あるいは条例をつくるときにですね、空き家を縛っていく、空き家を壊していくとか、いろんなことがありますけど、やっぱり活用していかないと意味がありませんので、増えていくばかり、放置していくばかりになるので、そこら辺は、活用をいかにしていくのかっていうことと併せて、計画を検討していただきたいと思います。答弁をお願いします。

◆勝田鮮二委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田です。先ほどもお話ししましたとおり、まず、まずは空き家にしない、空き家になっても、活用するのに危険な空き家にしない、それと、危険な空き家を対応するということで、この3つ、大きな柱を立てておりますので、それに沿って計画をつくって、まとめていきたいと思っております。

◆勝田鮮二委員長 そのほかございますか。はい、水口委員。

◆水口 誠委員 はい。1つ質問させてもらいます。令和6年7月中旬から、すぐなんですけども、8月上旬にかけて、パブリックコメントの実施とあるんですけど、どういう方法で実施されますか。

◆勝田鮮二委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。ホームページに上げまして、パブリックコメント、意見を募集したいというふうに考えています。

◆勝田鮮二委員長 水口委員。

◆水口 誠委員 ありがとうございます。より多くのコメントが出るようにね、ほかにも周知の方法がもしあれば、していただきたいなという、ちょっと要望させていただきます。以上です。

◆勝田鮮二委員長 では、要望ということで、そのほかございますか。

それでは、以上で質疑を終結します。

行政代執行による特定空家等の解体について（滝山）（説明・質疑）

◆勝田鮮二委員長 続きまして、行政代執行による特定空家等の解体についてを説明ください。太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。引き続き、資料1の26ページを御覧ください。令和6年5月16日に資料提供させていただいております、行政代執行による鳥取市滝山の特定空家等の解体について報告いたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する特定空家等のうち、極めて危険な状態である空き家等の所有者に対し、指導、勧告、命令と対処してきましたが、改善が見られないため、

この取扱いについて、外部有識者で組織する鳥取市空家等対策協議会において審査した結果、行政代執行に至ることとなりました。

建物の概要ですが、所在地が、鳥取市滝山 440-12 番地。構造が木造平屋建て、スレート瓦ぶき、延べ面積約 45 平米です。所有者等は 2 名でございます。県外に在住されております。

建物の状態は、左側の写真にも見えますように、屋根や外壁等が脱落、飛散することにより、近隣家屋等に被害を及ぼしている。また、屋根に大規模な崩落や、柱・はりの折損など、腐朽など、構造耐力上、主要な部分の損害が見られ、このまま放置すると、隣接する市道滝山 9 号線への倒壊等、著しく保安上危険があるとなるおそれがある状態となっております。

3 番、経過ですが、平成 24 年から、所有者に対して指導を行っております。それと、令和 5 年 5 月ですね、法定相続人に対し、勧告書を送付しました。同じく、令和 5 年 11 月、法定相続人に対し、命令書を送付。令和 6 年 2 月に、戒告書の送付。同じく、令和 6 年 4 月に、代執行令書を送付しております。令和 6 年 5 月 20 日ですね、代執行により、解体を開始しております。完了予定ですが、令和 6 年 7 月 26 日に、完了の予定としています。

なお、代執行完了後は、所有者等に費用請求をしております。以上でございます。

◆勝田鮮二委員長 説明いただきました。

委員の皆様から質疑等ございましたら、順次発言をお願いします。

◆勝田鮮二委員長 加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 加藤です。経過・予定で、送付、送付、送付となっておりますが、これ、実際問題、所有者 2 名おられるわけですが、話云々はされておられるのか、まず伺います。

◆勝田鮮二委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。平成 24 年から文書を送付しておりますが、返事がないということで、その後は、相続等の調査を、順次進めていっております。初めて接触が取れたのが、令和 5 年 8 月 17 日でございます。これも、もう文書送ってもいけないので、住所のところに訪ねて行きました。そうしたら、2 人のうち 1 人にやっとお会いできまして、話ができて、こういう流れになったということです。以上です。

◆勝田鮮二委員長 加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 加藤です。令和 5 年 8 月にお会いしたということですが、結局、解体費用は約 150 万かかるわけですが、集金できる可能性といいますか、集金できる予定っていいですか、確率あるんでしょうか。

◆勝田鮮二委員長 太田次長。

○太田忠孝次長兼建築指導課長 建築指導課、太田でございます。支払いを請求しまして、支払いがなければ、収納推進課のほうに移管します。ちょっとこの先は、私の推測ですけど、恐らく、差押えと競売になって、その中から債務を回収するというような流れになるんじゃないかなと推測しております。以上です。

◆勝田鮮二委員長 はい。そのほかございますか。

以上で質疑を終結します。

以上で、都市整備部を終了します。執行部の皆様は、退席をお願いします。

【その他】

委員会視察報告書について

- ◆勝田鮮二委員長 すみません。12時半、大分なりますけども、ちょっと最後1件、協議事項でありますけども、委員会の視察を前回、関東方面したんですが、市議会だよりの9月号に報告記事が掲載される予定になっております。紙面の都合上、視察先のうち、1か所のみの掲載になりますが、どの視察先を掲載しましょうかという御相談です。川越のウェスタ川越、複合施設、それから、東京都の下水道プラント、それから、墨田区の大学とのまちづくり、UDC、この3か所を、視察行かせてもらったんですが、そのうちの1か所を、どこにさせていただきましよう。加藤副委員長。
 - ◆加藤茂樹副委員長 はい、加藤です。下水施設は、ちょっとあまりにも、ちょっと、何ていいますか、大き過ぎるといいますか、格が違うんで、あれはなしとして、大学もちょっと、いまいち、ぴんときませんし、今、ホール等の問題も、この間もニュースになって、4つが1つにとかでしたっけ、市長が、あれ、ニュースになっていました。僕からしたら、あれは川越ですか、名前が出てきませんが。
 - ◆勝田鮮二委員長 ウェスタ、ウェスタ。
 - ◆加藤茂樹副委員長 ウェスタ川越がいいんじゃないかなと思います。
 - ◆勝田鮮二委員長 はい。そのほか、御意見を下さい。太田委員。
 - ◆太田 縁委員 はい。何か墨田区がいいのかなと思ったんですけど、今、ちょっと加藤委員のほうから、あまりよくなかったっていう話がありましたし、ちょっとどうしようかというところですけど、ホールが、ちょっとこう複合的が、行政も入っているので、ちょっと参考にするには、ちょっと施設規模とか、そういう話だけになってしまうので、ちょっと、まち全体を捉えて報告するのであればだけれども、要するに、南北ですよ、駅の南北をどうつないでいくかっていような視点であればとは思いますが、ただ、ホールの規模だけとかっていう話になると、ちょっと難しい、どういうふうに書くのかなっていうような気はしました。以上です。
 - ◆勝田鮮二委員長 どこっていうのは。
 - ◆太田 縁委員 言いにくいんですけど、川越じゃなくて、すみだがいいかなと。
 - ◆勝田鮮二委員長 ああ、そうですか。加藤副委員長。
 - ◆加藤茂樹副委員長 はい。事務局、あれって、みんなの報告書の意見から取ってくるんじゃない、違う。
- （「そうですね、基本そうなります」と呼ぶ者あり）
- ◆加藤茂樹副委員長 だんね、だんね、だんね、うん。
 - ◆勝田鮮二委員長 うん。報告書から取るけど、その1か所、1か所になるので、その場所を決めといて。加藤副委員長。
 - ◆加藤茂樹副委員長 はい。やはり、墨田区は、学生も何か数もそんなにいなかったし、僕としては、やはり川越のほうがいいかと思います。
 - ◆勝田鮮二委員長 水口委員。

◆水口 誠委員 私のほうも、川越、ウェスタ川越のほうがいいのかなと思います。いろいろとね、下水なんかも、やっぱり規模が、やっぱり全然違いますし、すごい素晴らしい取組されているんですけども、墨田区のほうも、大学との連携ということで、見させてもらったんですけども、一番参考というか、になるのが、ちょっとウェスタ川越がよかったのかなと思います。

◆勝田鮮二委員長 魚崎委員。

◆魚崎 勇委員 下水は別格として、あとは2点するとしても、どちらもですね、交通の便がよ過ぎるんですよね。だから、複合にしても、何しても、寄りつきやすいと。ただ、鳥取市の場合は、もう交通の便が悪いと、車で行かなきゃならんということで、施設周りの駐車場が決定的に不足するんで、どの辺までを参考にするかというのを、ちょっと考えていかないと、単純に当てはめたら、結構厳しいかなと思っています。あえて言うのなら、ちょっと違うんですけど、墨田区のほうは大学を、要するに知能、知識のね、基点としての使い方を見ているんですけど、学生が少ないっていうのは、同時に開催するんじゃなくて、ゼミとか学部別に、時間、日にちを分けて集めているんで、瞬間的に切り取ると、少ないように見えるけど、もう結構来ているんじゃないかなと思っています。ということで、私としては、すみだがいいかなと思って。

◆勝田鮮二委員長 文字数も限られていますので、そんな細かいところまでは書けないと思うんですね。だから、皆さんから報告いただいた、いいところ取りじゃないけど、何かいろんなところを取って出したいと思うんですけども、ちょっと今、2・2に分かれましたけども、雲坂委員はどうでしょう。

◆雲坂 衛委員 はい。広報紙に載せるっていう、議会だよりに載せるのであれば、一番関心の高い、目につくウェスタがいいという考えもあるし、もう一つは、その下水、より分かりにくい、広報されてないことで、最先端を見てきたという下水もありだなと思っていました。自分の視察報告の中では、墨田区が一番評価が低かったの。ウェスタか下水かで、どちらを取るか悩んでいますけど、さっき言われた懸念の中で、鳥取に当てはまるかどうかというウェスタの書きぶりによっては、無難に下水で、より知られてないところに行くのもありかなと思って、2・2なら、逆に、私は、後出しで申し訳ないですけど、下水にします。

◆勝田鮮二委員長 じゃあ、勝田としても、取りあえず、川越でいきたいなと思うんですが、プラントのほうは、鳥取市もしているんですよね、リンの回収っていうのは。部長からも質問あったけど、何か少ないじゃないかっちゃうようなね、あれは、あくまでも実証、実証でされとるんで、あれだけど、リンの回収みたいなのはね。規模が、人口が違うんで、全然違うんですけど、うん。私は、じゃあ、ウェスタ川越に手を挙げますので。

◆太田 縁委員 ウェスタ川越が、その施設だけを捉えて報告書を書いてしまうと。いわゆる文教だとか、いわゆる、こう縦割りで話をする、そうなるので、やはりちょっと、その辺の書きぶりを、またみんなで相談したらいいかなというふうに思います。

◆勝田鮮二委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。そうしますと、川越の、川越のウェスタ川越を掲載することとしたいと思います。皆さんの協力をお願いします。

それでは、正副委員長で、原稿の案を作成しますので、また次回、皆さんに見てもらって、いろんな意見を頂きながら、まとめさせていただきたいと思います。

あと、その他、皆様から何かございますか、なければ、いいですけど。

◆勝田鮮二委員長 加藤副委員長。

◆加藤茂樹副委員長 補足で、広報委員長ですけどね、紙面の4分の1に分けて作りますんで、なもんで、そんな文字数も少ないですし、4常任委員会のバランスの取れた配分、文字で作りますので、以上です。

◆勝田鮮二委員長 じゃあ、それでは、大変長くなりました。申し訳ありません。建設水道委員会を終了します。お疲れさまでした。

午後12時40分 閉会

令和6年6月鳥取市議会定例会 建設水道委員会

令和6年6月10日（月）10：00～
本庁舎7階 第2委員会室

水道局（10：00～）

1. 報告

報告第 9号 令和5年度鳥取市水道事業会計予算の繰越しについて

報告第 11号 放棄した債権の報告について

報告第 12号 専決処分事項の報告について

下水道部（水道局終了後）

1. 議案(説明)

議案第 83号 鳥取市下水道条例の一部改正について

議案第 84号 鳥取市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について

2. 報告

報告第 10号 令和5年度鳥取市下水道等事業会計予算の繰越しについて

都市整備部（下水道部終了後）

1. 議案(説明)

議案第 73号 令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第1号）【所管に属する部分】

議案第 86号 鳥取市緑化基金条例の廃止について

議案第 90号 専決処分事項の報告及び承認について

2. 陳情【質疑・討論・採決】

＜新規＞

令和6年陳情第2号

命を守る耐震（防災）シェルターの助成に関する陳情

3. 報告

報告第 8号 繰越明許費繰越計算書について【所管に属する部分】

報告第 15号 専決処分事項の報告について

報告第 16号 専決処分事項の報告について

報告第 17 号 専決処分事項の報告について

報告第 18 号 専決処分事項の報告について

報告第 19 号 専決処分事項の報告について

報告第 21 号 専決処分事項の報告について

4.その他

令和 5 年度自動運転実証調査事業の報告について

鳥取市空家等対策計画（第 2 期）素案について

行政代執行による特定空家等の解体について（滝山）

| | |-------| | そ の 他 | |-------| （都市整備部終了後）

委員会視察報告書について